令和３年度

米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験

受　　験　　案　　内

（令和３年８月１日採用）
〇介護保険要介護認定調査員

令和３年６月１４日
米　　子　　市

【受付期間】

令和３年６月１４日（月）　～　令和３年６月２３日（水）

・土曜日及び日曜日を除きます。
・受付時間は、午前８時３０分～午後５時１５分までです。
・郵送による申込みの場合は、６月２３日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試　　験　　日	試　　験　　場　　所
令和３年６月２７日（日） （受付時間）８：３０～８：５０	米子市役所本庁舎　４階会議室 （米子市加茂町一丁目１番地） ※くわしくは応募者に別途お知らせします。

１　採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職　務　内　容
介護保険 要介護認定調査員	１人程度	介護保険に関する要介護認定のため、自宅などを訪問し要介護者の状況を調査し、調査報告書を作成（パソコンを使用）する業務に従事します。

２　受験資格

試　験　区　分	資　格
介護保険要介護認定調査員	①び②を満たす方 ①介護支援専門員、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有し、または介護職員初任者研修を修了し、介護職員として１年以上の経験のある方 ②普通自動車運転免許を有する方 ※普通自動車免許運転はＡＴ限定可とします。

○　このほか、次に掲げる地方公務員法第１６条に定める項目に該当する人は、受験できません。

・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　試験日程及び会場

試　験　日	試　験　場　所
令和３年６月２７日（日） （受付時間）８：３０～８：５０	米子市役所本庁舎　４階会議室 （米子市加茂町一丁目１番地） ※くわしくは応募者に別途お知らせします

４　試験方法及び内容

試験科目	配点	試　験　の　内　容	解答時間
教養試験 （多肢選択式）	100 点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60 分
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験	

○合格者の決定

・合格者は、教養試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

・教養試験、面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

５　申し込み受付期間

令和３年６月１４日（月）　～　令和３年６月２３日（水）
・土曜日及び日曜日を除きます。
・受付時間は、午前８時３０分～午後５時１５分までです。
・郵送による申込みの場合は、６月２３日必着で受け付けます。

６　受験手続

提出書類	受験申込書及び自己紹介カード　各１部 返信用封筒　　１通 ○　受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。 ○　返信用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84 円切手を貼ってください。 ○　上記書類のほかに、受験資格を証明するものの写し（介護支援専門員証の写し、運転免許証の写し等）を添付してください。
申込先	米子市福祉保健部長寿社会課 〒683-8686　米子市加茂町一丁目１番地 電話　（０８５９）２３－５１０４ 【持参により申し込む場合】 ○米子市福祉保健部長寿社会課へ、直接ご持参ください。 【郵送で申し込む場合】 ○封筒の表に赤字で「採用試験（介護保険要介護認定調査員）受験申込」と記載ください。
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送 します。 ○６月２５日までに到着しないときは、米子市福祉保健部長寿社会課に問い合わせてください。

○　受理した提出書類は、返却しません。
○　詳しいことは、米子市福祉保健部長寿社会課にお尋ねください。

７　合格者の発表

区　　分	発表時期	発　　表　　の　　方　　法
最終合格者	６月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

（注）　最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

８　採用予定日

令和３年８月１日

９　勤務条件等

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td>報　酬</td><td>介護保険
要介護認定調査員</td><td>報酬は、月額１２６，２７０円です。
このほかに通勤手当相当の額、期末手当が、それぞれの条件により支給されます。</td></tr>
<tr><td>勤　務</td><td colspan="2">勤務時間は、１週間当たり３０時間です。
・１日の勤務時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までの間で、１日につき７時間４５分を限度として割り振られます。</td></tr>
<tr><td>任用期間</td><td colspan="2">任用期間は、令和３年８月１日から令和４年３月３１日までです。
・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、競争試験もしくは選考により採用となった、採用日の属する年度の４月１日から起算して勤続５年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃がある場合を除く。）
・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。</td></tr>
</table>

〇採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。